

## 著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は事業者へ帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は事業者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者へ帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 事業者は、県に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、県（県が指定する者を含む。以下同じ）が次に掲げる方法で、印刷製本物を利用することを許諾する。
- 一 県が統計に関する広報・啓発等行政上の目的のため、県民、行政関係者等に無料で配布すること
  - 二 県が実施する講演会、シンポジウム、研修会などのイベントにおいて、無料で配布、すること
  - 三 インターネット等でデータの内容を含む情報を公衆に無償で提供すること
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、事業者は、あらかじめ事業者とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 事業者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 県は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に事業者（前項に該当する場合にあつては、前項各号に掲げる者を含む。）に許諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 事業者は、県に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 県は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 事業者は、県に対し、印刷製本物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。